

## 1. 設置又は変更の申請区分

設置又は変更の申請区分は、次によること。

## (1) 設置許可申請の対象となるもの

- ① 製造所等を設置しようとするとき。
- ② 製造所等に移設しようとするとき。  
ただし、同一敷地内においては、保有空地規制のない製造所等に移設する場合に限る。
- ③ 製造所等の区分を変更しようとするとき。  
例示：一般取扱所を製造所に変更する場合
- ④ 製造所等の主たる部分を全て更新するとき。  
廃止届を提出した後に設置許可申請を提出すること。  
「主たる部分」とは、中核をなす本質的部分をいう。  
例示：給油取扱所の専用タンク、建築物、固定給油設備を全て更新する場合
- ⑤ 屋外タンク貯蔵所の本体、基礎・地盤を変更するとき。  
※ 詳細については、「危険物規制審査基準 屋外タンク貯蔵所の位置、構造、設備の基準 第25 スクラップ・アンド・ビルド(P447)」を参照すること。

## (2) 変更許可申請の対象となるもの

- ① 製造所等の位置、構造又は設備を変更しようとするとき。
- ② 製造所等の同一施設区分内で変更しようとするとき。  
例示：平屋建屋内貯蔵所から平屋建以外の屋内貯蔵所に変更する場合  
みなし屋外貯蔵所から特例の屋外貯蔵所に変更する場合（政令第16条第4項）  
屋外給油取扱所から屋内給油取扱所に変更する場合
- ③ 製造所等の危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更することにより、保有空地が増大するもの。但し、変更後に必要な保有空地を変更前から保有している場合を除く。
- ④ 同一敷地内で、保有空地を必要とする製造所等の移設をしようとするとき。  
但し、屋外貯蔵所は除く。
- ⑤ 屋外貯蔵タンクの本体のみを取り替えるとき。（基礎、地盤の変更を伴う場合は設置許可）
- ⑥ 移動タンク貯蔵所の車両を交換しようとするとき。
- ⑦ 地下タンク貯蔵所又は移動タンク貯蔵所については、本体のみを交換しようとするとき。  
例示：地下貯蔵タンク以外の配管等を残し、地下貯蔵タンクの本体のみを取り替える場合
- ⑧ 積載式移動タンク貯蔵所の交換タンクの追加等をしようとするとき。但し、国際タンクコンテナを除く。
- ⑨ 政令第23条の基準の特例を受けようとするとき、又は特例基準の適用条件に変更が生じるとき。
- ⑩ 火災等により損壊した製造所等の構造、設備等を修復するとき。（変更許可以外に該当する場合も有）  
※ 詳細については、危険物規制審査基準「第5編 製造所等において行われる変更工事の取扱基準」を参照すること。

## 2. 申請の方法

設置又は変更の申請方法は、次によること。

### (1) 製造所・一般取扱所

政令第9条第20号の危険物を取り扱うタンク（以下20号タンクという。）を含めて、原則として「一の工程、1棟」ごとに申請すること。また、変更許可申請にあっては、その工程（エリア）毎に申請すること。

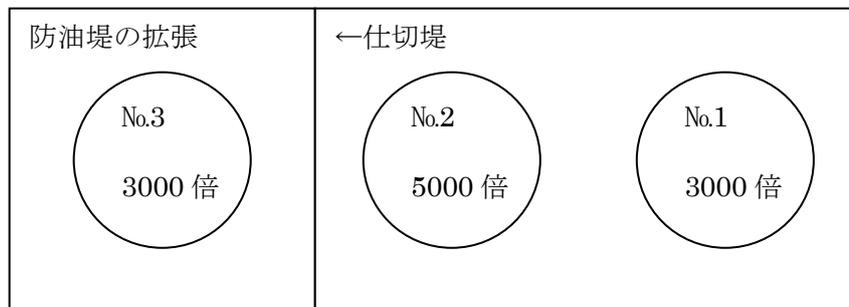
### (2) 屋内貯蔵所

一の貯蔵所ごとに申請すること。なお、隔壁で区画された2以上の室がある場合でも一の貯蔵所として申請すること。

### (3) 屋外タンク貯蔵所

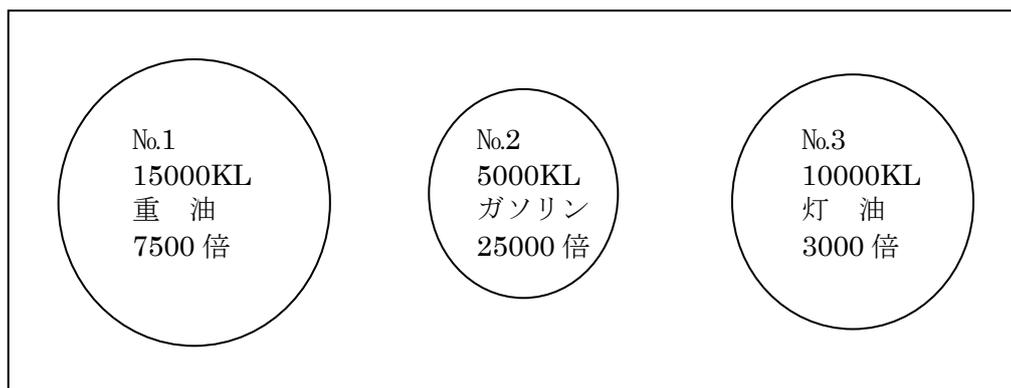
貯蔵タンク1基ごとに申請すること。但し、共用の防油堤、ポンプ設備、注入口等の申請は、指定数量の倍数が最も大なる（主たるタンク）施設の付属設備として申請すること。なお、防油堤内にある屋外貯蔵タンクの容量及び倍数がすべて同一の場合は、許可番号の数字が一番小さい屋外タンク貯蔵所の設備とすること。

例示1「タンクの申請等」（No.3のタンクを新設する場合）



「No.3の屋外タンク貯蔵所の設置許可申請とNo.2の屋外タンク貯蔵所の防油堤の変更許可申請とすること。」

例示2「ポンプ設備等」（共有ポンプの場合）



「No.2の屋外タンク貯蔵所で申請すること。」

### (4) 屋内タンク貯蔵所

屋内貯蔵タンクの基数にかかわらず、タンク専用室ごとに申請すること。

### (5) 地下タンク貯蔵所

地下貯蔵タンク1基ごとに申請すること。ただし、複数の貯蔵タンクが次のいずれかに該当する場合は、一の貯蔵所として申請すること。

- ① 同一のタンク室に設置されている場合。
- ② 同一の基礎上に設置されている場合。
- ③ 同一の蓋で覆われている場合。

(6) 簡易タンク貯蔵所

簡易貯蔵タンク 1 基ごとに申請すること。ただし、複数の貯蔵タンクが次のいずれかに該当する場合は、一の貯蔵所として申請すること。

- ① 同一のタンク専用室に設置されているもの。
- ② 屋外の場合で、塀、コンクリート舗装又は排水溝等で区画されているもの。

(7) 移動タンク貯蔵所

移動貯蔵タンク 1 基ごとに申請すること。ただし、積載式のものについては、交換タンクを含めて申請すること。この場合にあつては、元タンク及び交換タンクの一覧表を添付すること。

交換タンクを増設する場合は、代表の移動タンク貯蔵所の付属とすること。

(8) 屋外貯蔵所

一の貯蔵所ごとに申請すること。

(9) 給油取扱所

給油取扱所ごとに申請すること。なお、専用タンク、廃油タンク、簡易タンク等取扱所内にあるタンクを含めて申請すること。

(10) 販売取扱所

一の取扱所ごとに申請すること。

(11) 移送取扱所

原則として、一の配管、ポンプ設備ごとに申請すること。複数の所有者により設置される場合は、払い出し側において申請し、協定書を添付すること。

(12) 消火設備

共用の消火設備の申請は、ポンプ能力、消火薬剤の必要量等が最大となる施設の付属設備として申請すること。ただし、共用する部分のみとする。